

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

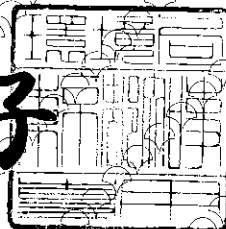
住 所 東京都世田谷区船橋七丁目 20 番 14 号

氏 名 株式会社伸和運輸
代表取締役 宮崎 琢朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2 年 5 月 26 日

許可の有効年月日 令和 7 年 5 月 25 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廃酸（ $\text{pH} 2.0$ 以下のもの）② 廃アルカリ（ $\text{pH} 12.5$ 以上のもの）

③ 感染性産業廃棄物

(以上 3 種類)

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

廃酸（ $\text{pH} 2.0$ 以下のもの）、廃アルカリ（ $\text{pH} 12.5$ 以上のもの）（いずれも

廃乾電池、廃バッテリーに限る。）

(以上 2 種類)

2 積替え保管施設

施設所在地：世田谷区上馬四丁目 38 番 5 号

積替え保管面積：104.165 m^2 最大保管高さ：1.13 m

特別管理産業廃棄物の種類	保管量	
廃酸、廃アルカリ（廃乾電池に限る。）	プラスチック容器 6 個	0.54 m^3
廃酸、廃アルカリ（廃バッテリーに限る。）	プラスチック容器 6 個	0.54 m^3
	合計保管量	1.08 m^3

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 19 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12 年 5 月 26 日 新規許可

令和 2 年 5 月 26 日 更新許可 第 4 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

都認定番号：5-20-E0016SD
(認定は感染性産業廃棄物)

産廃プロフェッショナル

東京都